

三重県CALS電子納品運用マニュアルの改訂について

1 改訂理由

現在三重県CALS電子納品運用マニュアルにおいて準拠する要領・基準を定めているが、国土交通省では管理ファイルの施設情報項目が追加されており、また、農林水産省においては、ICT活用工事(NNICT)などへの対応が必要となるため、内容を改訂します。

2 適用年月日

令和2年8月1日以降の起案にかかるものから適用します。

3 主な改訂内容

1) 準拠する要領・基準等の対象年版の変更 P2 1. 3) 準拠する基準等 表2
【国土交通省(一般土木、電気、機械、営繕部)】
【農林水産省農村振興局(土木、電気、機械)】
現在準拠している要領・基準等については経年により、改定されていることから、準拠すべき要領・基準等の年版を適切なものに変更します。

2) 農林水産省準拠の場合の格納先フォルダの追加 P8 1. 電子納品の対象書類について
【農林水産省農村振興局(土木、電気、機械)】
「三重県ICT活用工事試行要領」のうち、農林水産省基準を準拠する場合のデータ格納フォルダ「NNICT」を追加します。

3) 対象年版変更に伴うDTDバージョンの変更 P9 1.3) 電子納品の構成
【国土交通省(一般土木、電気、機械、営繕部)】
国土交通省の電子納品要領H31年3月版において、DTDバージョン(管理項目を定義したもの)が引き上げられており、施設情報に関する入力項目が追加されていますが、座標値等の必要な情報であるため、三重県も追従することとします。
<工事>05→06 <設計業務等>04→05 追加項目は共通。

4) 特記仕様書データ(任意)の格納先フォルダの明記 P9 1.3) 電子納品の構成
【国土交通省(一般土木、電気、機械、営繕部)】
【農林水産省農村振興局(土木、電気、機械)】
準拠する農林水産省基準の引き上げに伴い、特記仕様書の電子納品が「任意」となったことから、国土交通省準拠と合わせて、三重県の取り扱いを「任意」に統一しました。
「任意」である特記仕様書を電子納品する場合は、OTHRs-ORG001フォルダに格納することを明記します。

5) 土木設計業務等における電子納品構成例の追加 P10 1.3) 電子納品の構成
【国土交通省(一般土木、電気、機械、営繕部)】
【農林水産省農村振興局(土木、電気、機械)】
旧マニュアルでは、土木工事における電子納品の構成例のみを記述していましたが、格納するフォルダとデータが一目でわかるよう土木設計業務等における電子納品の構成例を追加しました。

6) 三重県独自ファイル名の廃止 P19 8.1)ファイル名について

【国土交通省(一般土木、電気、機械、営繕部)】

【農林水産省農村振興局(土木、電気、機械)】

旧マニュアルでは、用地調査等業務:YO、工損調査業務:KOを県独自のファイル命名方法として記述していましたが、ファイル名のユーザ定義領域に日本語を使用することとし、独自ルールを廃止します。

7) 三重県独自レイヤ名の廃止 P20 8.3)レイヤ名について

【国土交通省(一般土木、電気、機械、営繕部)】

【農林水産省農村振興局(土木、電気、機械)】

旧マニュアルでは、用地調査等業務:YO、工損調査業務:KOを県独自のレイヤ名を記述していましたが、用地調査等業務、工損調査業務における図面オブジェクトは、SUV(地形図等の改変しない測量成果データ)を使用し、作業要素は、任意を可とします。(ファイル名と同様にレイヤ名でも独自ルールを廃止します。)